

J A F 公認準国内競技〔中・上級向〕

交通安全推進キャンペーン

2010年JMRC中国・四国ラリーシリーズ 第7戦

第45回MCCSラリー



秋のラリーin下関



平成22年11月20日(土)

特別規則書

主催：M・C・C・S (JAF No35002)
(みよしカークラブOF山陽)

協力：JAF中国地域クラブ協議会
JAF四国地域クラブ協議会
ミネレーシングスポーツクラブ
モータースポーツクラブ美祢
山口大学自動車部



公示

本競技会は国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則並びに日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則及びその付則、2010年JMRC中国四国ラリーシリーズ一般規定並びに本競技会特別規則書に従ってJAF準国内競技の第2種アベレージラリーとして開催される。

第 1 条 競技会の名称

2010年JMRC中国四国ラリーシリーズ第7戦
第45回MCCSラリー「秋のラリーin下関」

第 2 条 競技種目

四輪自動車による第2種アベレージラリー (中・上級向き)

第 3 条 オーガナイザー

JAF加盟クラブ M.C.C.S(No.35002) みよしカークラブ of 山陽 代表 大谷 美紀夫
〒755-0025 宇部市野中4-5-2 オートサロンみよし内
TEL 0836-31-4741 FAX 0836-31-3360

第 4 条 大会役員・競技役員

大会名誉会長	林 哲也 (山口県議会議員)
大会会長	大谷 美紀夫
審査委員長	藤永 雅雄 (JMRC派遣)
審査委員	山本 博文
組織委員長	大谷 美紀夫
組織委員	生田 利男 戸田 元秀

競技長	大谷 美紀夫
副競技長	清水 伸治 吉光 紀行
コース委員長	脇 嘉和
計時委員長	北川 浩章
技術委員長	村田 浩之
救急委員長	水津 賢一
事務局長	戸田 元秀

協力: MRSC、C.MINE、山口大学自動車部

第 5 条 開催日及び集合場所

開催日:平成22年11月20日(土)

集合場所:山口県下関市菊川町歌野「歌野自然活用センター」

受付:11月20日午前9時00分～9時30分

車検:11月20日午前9時10分～10時00分

フリーフィング:11月20日午前10時10分～10時40分

スタート(1号車):11月20日午前11時31分～(1号車)

ゴール予定:午後6時30分 表彰式予定:午後7時30分

第 6 条 コース・距離

約150km(全て舗装路面)

第 7 条 公式通知

本規則書に記載されていない競技運営に関する細則及び競技参加者に対する指示事項は競技会審査委員会の承認のもとに公式通知によって示される。

第 8 条 参加車両及びクラス区分(過給換算後)

A・FAクラス:1500cc以下の車両

B・FBクラス:1500ccを超え3000cc以下の車両

C・FCクラス:3000ccを超える車両

参加車両はJAF国内競技車両規則第2篇リ-車両規定に従ったRN車両、RJ車両又はF車両及び2002年JAF国内競技車両規則第3編(リ-車両規定)に従い製作され2002年12月31日以前に初年度登録されたRB車両で2010年JMRC中国四国リ-シリーズ車両規則に従った車両とし次の条件を満たすこと。

正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証及び自動車賠償責任保険証及びラリー競技に有効な対人賠償保険、搭乗者保険(または共済)の加入証を有する事。
非常用三角停止表示板2枚、非常用信号灯、赤色灯、A4サイズで表面に緑文字でOK、裏面に赤字SOSが記載されたもの2枚、牽引ロープ、救急薬品、を携帯する事。
内容量2.0kg以上の乾性の化学消火器又は同等以上を装備すること。

第 9 条 参加資格及び定員

1台に乗車する定員は2名とし、両名共当該車両の運転が可能な運転免許証を所持している事。JAF2010年度国内競技運転者許可証B以上をドライバー、ナビゲータ共に所持していること

第10条 参加料

競技車両1台につき40,000円

サービス要員,サービス車両は無料。(サービス員,その他の食事は1名1,000円)

第11条 参加申込及び受理

平成22年10月18日(月)より11月12日(金)までに下記の場所へ所定の参加申し込み書に各事項を記入の上参加者各自の自筆による記名捺印の上、参加料を添えて申し込むこと。またはメールでの申込み、参加料の振込みも可とする。

メールアドレス: as-miyoshi@mx5.tiki.ne.jp

参加料他の振込先: ゆうちょ銀行 記号15550 番号19921151 ミヨシ エイジ

(参加申込先)

〒755-0025 山口県宇部市野中4-5-2 オートサロンみよし内
第45回MCCSラリー事務局
TEL 0836-31-4741 FAX.0836-31-3360

参加不受理の場合のみ通知書を送付する。参加締切後の参加料は返還しない。オーガナイザーは理由を明示せずに参加を拒否する事がある、この場合参加料は事務費1000円を差引き返還する。

第12条 公式車両検査

2010年JMRC中国四国ラリーシリーズ車両規則に基づき公式車検を行う。上位入賞車は再車検を行う。

タイヤ: 2010年JMRC中国四国ラリーシリーズ車両規定の第9条を満たすこと。
銘柄、種別は任意とする。

第13条 ドライバーズフリーフィンク

競技長は競技開始前に本競技会審査委員会の出席を得てフリーフィンクを行う。ドライバーはフリーフィンク開始から終了まで出席しなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。

第14条 乗員及び車両変更

正式参加受理後の乗員の変更は認められない但し本競技会審査委員会が認めた場合はこの限りでは無い。

部門、クラスの変更を伴う車両変更は認めない。

第15条 参加者遵守事項

競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。

他車に追従する場合又は対向車がある場合前照灯は下向きにする事。

登録した乗員以外は乗車しないこと。

競技から離脱した場合は直ちに最寄の競技役員にタイヤ届を提出しセクソン、ラリー競技会之証及びその他の競技関係貼付物を取り外す事。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。

競技中の乗員の服装は安全に留意した物でレーシングスーツ又はそれに準ずる物を着用すること。安全ベルトは必ず着用しタイムトライアルを行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必

ずヘルメットを着用。ドライバーは指先まで覆うグローブを着用しサイドウィンドを閉じて走行する事。競技中はオーガナイザーが指定した場所以外で整備作業及び給油を行ってはならない。タイヤ灯火類のバルブ点火プラグバルブの交換以外の整備作業は技術委員長長の許可を得ること。整備作業ができる者は当該車両の乗員及びオーガナイザーが認めた作業員とする。整備作業にあたっては他の交通及び作業員の安全確保に十分留意すること、整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受ける事。

コースアウト、スタック等でコース上に停車する場合は安全確保の為後続車及び対向車に対し非常用三角停止板、OKマーク及び赤色灯により合図する事を義務づける。

第16条 競技番号及びスタート

競技番号はオーガナイザーが決定しそれに対する抗議は受け付けない。

競技車のスタート方法は原則として1分間隔とするまた隊列を整えるため再スタート方式を採用する場合がある。

第17条 チェックカード及び計時

チェックカードは各CPで交付するチェックカードに関する抗議はチェックを受けた競技役員に一分以内に行いその任務を妨げてはならない。又、その裁定に従わなければならない抗議による遅れは原則として各自の責任において取り戻すものとする。チェックラインを併走して通過した進行方向右側の車両は計測しない。計時は標準時刻を基準としたオーガナイザーの時計で行われる、CPでの計時は秒の単位までとする。

最終CP到着後40分以内にコントロールシートを計算して提出する事、1分遅れるにつき10点の減点とする。

第18条 減点及び成績

スタート及び各CP相互間の所要時間は分又は秒単位とする。速度変更地点を起点とする区間の所要時間の計算は秒単位とする。オーガナイザーによる標準時間との誤差1秒につき1点とする。成績は減点を合計し、合計点数の少ないチームを優位とする。同点数がある場合は次の順で優劣を決る。

減点2までのCP区間の多い方。

審査委員会の決定による。

チェックカードの紛失又はチェックを受けなかった等で実走行所要時間の計算が出来ない場、その区間の減点1000点。

採点カード計算ミスは1件以上の場合件数に関係なく10点。

他参加チームを故意に妨害した場合1件につき2000点。

タイムトライアルでフライングが認められた場合1秒につき10点。

第19条 ペナルティ

対人あるいは対物事故を起こした時。道路交通法に違反した時。CPカード採点カードを改ざんした時。及びタイヤの申告をせずに競技を離脱した時。走行マナー及び競技者としての品行に問題がある時。自車以外より不正な情報を得て走行した場合。(携帯電話等による場合も含む)に審査委員会決定によりペナルティを課することができる。

第20条 競技の中止、延期及び成立

保安上又は不可抗力による事情が生じた場合、競技会審査委員会決定により競技の中止、延期ができる。また、本競技会はオーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打切りの場合でも成立する。

第21条 抗議・控訴

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合抗議する事が出来る。その場合抗議の対象となる事由を具体的に記述し1件につき20300円の抗議料を添えて競技長を経て競技会審査委員会に提出できる。抗議料はその抗議が成立した場合及び審査委員全てが同意した場合返還される裁定結果は関係当事者に口頭で通知する。競技内容に関する抗議は自己の採点カード提出時間内に成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。技術委員の決定に対する抗議は決定直後とする。参加者は審査委員会の裁定に不服の場合は1時間以内にJAFに控訴できる。

第22条 損害の補償

参加者及びサービス員は事故その他自己の過失により生じた損害については一切自己の責任において処理しなければならない又JAF、JMRC、オーガナイザー、競技会場管理者が一切の損害補償責任を免除されている事を承知しなければならない。

第23条 賞典

参加台数により賞典の増減を行う。
各クラス1位～3位 JAFメダル、MCCS盾、副賞

第24条 本特別規則の解釈

本特別規則及び競技に関する諸規則(公式通知を含む)の解釈について疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

大会組織委員会